

# 令和4年第3回北海道議会定例会 一般質問

年月日 令和4年9月28日(水)  
 質問者 民主・道民連合 広田まゆみ 議員

質 問	答 弁
<p><b>一 食産業立国北海道再構築の在り方について</b>  <b>(一) 総合計画における食産業の位置づけについて</b>                  知事は、2021年北海道総合計画の改訂に際し、①危機に対する強靱な社会を構築②北海道の真価の発揮③社会の変革への挑戦という3つの視点をうちだされました。                  特に、北海道の真価の発揮に関しては、従来から認識されていた潜在力や競争力を有している食や観光について、高付加価値化を図るための取組や、北海道ブランドの強化など価値のさらなる向上に向けて、北海道の真価が最大限に発揮できるように取り組むとされています。                  しかし、観光業については、観光立国北海道の再構築への動きを総合計画の位置づけのなかにも見ることができませんが、食産業に関しては、前知事時代の踏襲しか読み取れません。知事は、観光と並ぶ食産業立国北海道の再構築の必要性を認識しているのか、いないのかうかがいます。                  そもそも、知事は、知事を志すにあたって、どのように北海道の食産業振興に取り組もうとされていたのか、さらには、アフターコロナを展望した総合計画改訂にあたって、これまでの道の食産業政策の成果と課題をどのように総括されてきたのか、改めて、うかがいます。                  あわせて、道の食産業振興において、最大限発揮すべき北海道の真の価値を、具体的にどのように定義され、それを、どのように道庁全体の施策におとしこみ、道民のみならずその価値を共有していく考えかうかがいます。</p> <p><b>(二) 食産業立国北海道が大事にするべき価値について</b>                  北海道は、我が国最大の食料生産基地であり、食に関連する産業が地域経済において重要な役割を担っている。こうした特色を持つ北海道において、行政、生産者、食に関連する事業者、そしてすべての道民が、食の重要性に対する自覚と誇りを持ち、食に係る消費者の権利を尊重するとともに、食の安全及び安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たす。これは、北海道の食の安全・安心条例において定められている理念であります。                  この視点から北海道の食産業の振興を検証するとき、機能的食品を含む食品加工業、人工養殖を含む栽培漁業にも力を入れていく水産業の動向など、市場のニーズや外的要因を踏まえつつも、食の安全・安心条例の持つ理念を北海道の食産業振興の柱として改めて位置付けるとともに、北海道独自の食品表示や食産業振興の成果指標のあり方についても、体系的な見直し強化が必要になるものとわたくしは考えます。</p> <p><b>1 北海道食の安全・安心条例の意義と今後の課題について</b>                  ここですで、北海道食の安全・安心条例の意義を知事はどのように認識しているのかうかがいます。また、今日的な課題を踏まえて、今後、どのように、条例に基づく基本計画を見直し、強化を図っていくべきと考えるのか伺います。</p>	<p><b>(知事)</b>                  総合計画においては、本道の強みである良質な食の北海道ブランドを活かし、持続的な経済成長の実現を目指すこととしており、道では、安全・安心な農水産物の安定供給のほか、一層価値の高い食品づくりや輸出拡大などの課題に対し、生産者をはじめ、民間企業や団体の皆様との連携のもと、部局横断的に、「食」を活かした産業の振興に向けた取組を推進してきたところであります。                  また、昨年10月の総合計画の改訂に当たり、「食」や「観光」の価値は、新型コロナウイルス感染症の影響により人々の考え方や行動が変化する中にも揺るぎないものであり、その価値を更に磨き上げ、真価を最大限に発揮できるよう取り組むことといたしました。                  道としては、引き続き、安定的な生産と供給により、国民の皆様の食を持続的に支える、農林水産業の生産力・競争力の強化を図るとともに、食品の高付加価値化や国内外における販路拡大など、食関連産業の振興に積極的に取り組んでまいります。</p> <p><b>(知事)</b>                  食の安全・安心条例についてであります。道では、平成17年に、「北海道食の安全・安心条例」を道民の皆様のご同意として制定し、安全で安心な食品を選択する機会の確保といった基本理念を定め、食品の衛生管理の徹底や適正な食品表示、消費拡大など、食の安全・安心の確保に向けた取組を推進してまいりました。                  こうした中、近年、食生活の多様化をはじめ、世界的な食料需給におけるリスクの顕在化や環境負荷軽減への関心の高まりなど、食をめぐる情勢は大きく変化しており、我が国最大の食料供給地域である本道への期待は高まっております。                  道としては、こうした情勢を踏まえ、来年度予定している基本計画の見直しにおいて、これまでの取組の点検・検証を行うほか、食の安全・安心はもとより、環境負荷低減の視点なども加え、生産者や消費者の方々をはじめ、道民の皆様から幅広くご意見を伺い、有識者の方々による審議や議会議論を経て、新たな施策の検討を進め、「世界から信頼される食の北海道ブランド」づくりにつなげてまいります。</p>

質 問	答 弁
<p><b>2 地域資源を活かした食関連産業の振興と表示制度のあり方について</b></p> <p><b>(1) ヘルシーD○について</b></p> <p>北海道総合計画によると、「ヘルシーD○を活用した食関連産業とバイオ産業の連携などにより、北海道農水産物の高付加価値化を促進します」とされています。しかし、現行のヘルシーD○は、道内の工場で作られた製品であること、機能性が証明されることが、要件になっており、原材料について何の基準もありません。</p> <p>原材料について道産であること、あるいは、北海道の食の安全・安心条例にのっとっていることなど、明確な基準を設けるべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>特区制度を活用した北海道独自の食品の表示制度であるヘルシーD○を現場の皆様の努力も含め評価しつつも、より食の安全・安心や北海道産の原材料の使用を重視する形に制度を拡充すべきと考えますがあわせて見解を伺います。</p> <p><b>(2) 北海道独自の食品表示制度について</b></p> <p>昨年、ゲノム食品の開発事業者から、ゲノム編集により機能性を強化した高ギャバトマトを、全国の学校給食や、福祉施設に無償配布する動きがあり、市民団体が道内市町村にアンケート調査を行ったところ、134自治体から回答がありました。受け取りを希望した自治体はゼロでした。</p> <p>消費者庁は、ゲノム編集ではないことを示すしっかりした証拠があればその旨を独自に表示することは可能であると述べています。</p> <p>ゲノム編集食品などに関して、消費者が選択できるようにするために、北海道独自の食品表示制度などについての検討にも着手されるべきと考えますが、見解をうかがいます。</p> <p><b>3 第8次栽培漁業基本計画における遺伝子組み換え水産物等の取り扱いについて</b></p> <p>第8次栽培漁業基本計画は、遺伝子組み換えやゲノム編集技術に関し、品種の開発及び種苗放流については、法に基づき、慎重な対応をとることが明記されていることは、評価しますが、農産物と同様な措置を講じ、食の安心安全を確保する消費者の関心により明確に伝えるべきと考えますが、所見をうかがいます。</p> <p><b>4 域内循環を踏まえた養殖事業のあり方について</b></p> <p>近年の漁業生産の大幅な減少や消費者の魚離れなど、厳しい漁業の動向を踏まえ、道として、放流推進種、養殖推進種などの試験研究を強化し、事業化実証まで取り組まれると承知をしています。現在、酪農、畜産の動向を見ると、飼料の道内自給率は決して高いとは言えません。養殖推進を図るにあたって、私としては、飼料も含めて域内経済循環も考えた試験研究や人材育成、事業化の取り組みが必要と考えますが、道として、どのような視点で養殖事業を推進し、北海道水産業のブランド価値をどのようにアップしようと考えて取り組むのかうかがいます。</p>	<p><b>(食産業振興監)</b></p> <p>道では、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた機能性素材を含む食品を「ヘルシーD○」として認定しており、道外の原材料を使用する場合であっても道内製造を条件とするとともに、安全性を確認した上で、認定商品にマークを表示することで、道産食材の付加価値向上を図っております。</p> <p>一方、道産の原材料を使用し、道内で製造・加工された食品は「道産食品登録制度」において登録し、マークを表示することで、道産食品に対する消費者の信頼確保などを図っております。</p> <p>これらの制度は、それぞれの目的により的確に運用されておりますが、ヘルシーD○認定商品のさらなる差別化や付加価値向上を図るため、マークの併記など、双方の制度の活用を促進するとともに、食品を巡る市場の動向なども踏まえ、ヘルシーD○制度の適切な運用や点検に努め、北海道の食産業の振興を推進してまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>ゲノム編集技術応用食品については、編集技術を活用した食品か否かを科学的に判断することが困難なことや、国内外における取引の記録などによる情報伝達の仕組みが不十分な現状を踏まえ、国では、食品関連事業者に表示を義務付けることは妥当ではないとしておりますが、事業者が自主的に表示を行うことは可能としていると承知しております。</p> <p>道としては、国に対しゲノム編集技術やこれを活用した食品についての国民の皆様への丁寧な説明を求めるとともに、安全性に関する科学的検証や検出手法の開発といった消費者の方々が食品を選択できる仕組みの創設を引き続き要望するなど、道民の皆様の自主的・合理的な選択機会の確保に努めてまいります。</p> <p><b>(水産林務部長)</b></p> <p>道産水産物の安全・安心の確保についてであります。遺伝子組換えなどにより品種改良した生物は、食品としての安全性に不安を感じる消費者の皆様の声も多くあり、国では食品としての安全性や生物多様性の確保を図るため、法令等に基づく厳しい審査を義務づけているところでございます。</p> <p>このため、道では、漁業団体の皆様や試験研究機関と連携し栽培漁業の推進に当たりましては、現在、遺伝子組換え技術などは導入せず、天然の親魚を用いたヒラメやマツカワなどの種苗生産、放流のほか、成長が早いなど優良な形質を持つ個体を繰り返し選別し、交配する従来からの育種手法を用いて、サケマス類などの種苗生産技術の開発を進めております。</p> <p>道としては、引き続き、生産者や消費者などの皆様から幅広いご意見を伺いながら、生物多様性に配慮した栽培漁業を推進し、安全・安心な水産物の供給に努めてまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>養殖の推進についてであります。本道では、主要魚種の生産が低迷し漁業環境が厳しさを増す中、生産の早期回復と経営の安定を図るためには、ウニやサケ類など養殖の取組を強化することが重要と認識しております。</p> <p>こうした取組を進めるためには、種苗や餌料(じりょう)などの経費の削減や養殖した水産物の付加価値の向上が課題となっておりますことから道としては、道総研や漁業団体などと連携し、高品質な種苗が道内において、安定して生産・供給できるよう、技術指導を行うほか、道産ジャガイモの食品残渣などを活用した低コスト餌料(じりょう)の開発、さらには、消費者の方々の嗜好に合わせた品質の改良によるブラン</p>

質 問	答 弁
<p><b>5 食産業立国北海道のめざすべき成果指標について</b>  現在、道においては、食産業振興の成果指標や目標として、「付加価値額の向上」と、「令和5年までに道産食品輸出額1500億円の達成」を掲げています。  知事は改訂された総合計画で示された7つの将来像の1つに、地域経済循環を掲げていますが、食産業振興に関してそれにふさわしい指標がありません。  食の付加価値向上について語る際に、私は、工業統計調査を活用する今の指標に非常に違和感があります。工業統計調査における計算式では、極論すると、原材料のコストをおとして、雇用を減らしても、付加価値生産性や、付加価値率、付加価値額はあがります。  食産業振興においても、域際収支や地域経済循環分析など、地域への経済波及効果につながる指標とすべきと考えますが、見解を伺います。  また、この間の議論では、工業統計を使う理由として、他府県との比較ができるからと説明がありましたが、しかし、産業構造も、気候風土も他都府県とわが北海道は比較になりません。  経済部の施策の概要に示されておりますが、もし、本当に北海道の食と魅力と可能性を最大限に活かし、世界に羽ばたく産業としてステップアップしていくために、中小企業者を含め、道内の各地が海外を相手に稼いでいく「攻め」の姿勢をもつことが重要だと考えているのであれば、例えばニュージーランドや、デンマーク、ノルウェーなど比較調査した上で、北海道の食産業として強化すべき到達指標を新たに定めるべきではないでしょうか。見解を伺います。</p> <p><b>6 クラスターなど食産業振興施策の展開方向について</b>  これまで、道が進めてきた食クラスター活動や、農商工連携や、6次産業化の動きは、ある意味、農の現場に変化を求めるものでした。しかし、これからのクラスターは、水産業も含めて、北海道でとれる食材をしっかりと使うための商品開発や、製造機械の開発、職人、料理人の育成などに、より重点がおかれるべきと考えます。  札幌市内のある豆菓子製造の会社で、こんなお話を伺いました。  「中国などの海外からの製品や、道外の大手製菓メーカーとの競争に生き残るため、小ロットでも、道産素材にこだわるのが競争力やリスク対応力をつけるために必要であった。そのために、豆クラスターなど、まさに産官学で取り組んできたけれども、道産ピーナツを使った商品開発をしているときに、農業青年との交流の中から、実は豆だけ使ってもらっても困るんだ。そこからこれからは、輪作体系クラスターのようなものを創って、農業をしっかりと応援していかないと、北海道の食産業や中小企業は競争力や危機対応力を持ってない。」  それで北海道の大豆やピーナツ、ビート糖、道産小麦を使った美味しい豆菓子やかりんとうを開発されたそうです。  これは、小さなエピソードかもしれませんが、私はこうした商品を道外・海外のお客様にたくさん買っていただきたい。そして、道内市町村にこうした食品製造業がたくさん増えることが、私の目指す食産業立国北海道の一つの姿です。  そこで伺いますが、知事は、北海道の輪作体系の重要性について、ゼロカーボンへの貢献も含めて、どのように認識しているのか、伺います。  また、北海道の輪作体系を支えるためには、農業分野の努力だけではなく、先を見据えた新たな商品開発や新たな産業振興施策が体系的に必要であると考えますが、知事の見解を伺います。  これらを踏まえ、今後の食クラスター活動の展開のあり方</p>	<p>ド力の向上を促すなど、地域の特性を十分に踏まえた、漁業者が主体となった養殖の取組を推進してまいります。</p> <p><b>(食産業振興監)</b>  道では、本道の豊富で良質な食資源を活かし、高品質で美味しく、消費者の健康や安全・安心に配慮し、生産者の思いのこもった商品づくりを支援してきたところであり、その成果指標として、毎年、定量的に把握可能で、他県と比較可能な工業統計調査における付加価値額を設定したほか、道内企業へのアンケート調査を実施し、付加価値向上に向けた取組についても、把握に努めてきたところでございます。  地域への経済波及効果分析につきましては、今後とも、国が作成する北海道の域際収支などを参考とするとともに、人口規模が類似し、食を基幹産業とする他国の事例についても情報収集しながら、北海道がめざすべき、食産業振興施策の検討に活用してまいります。</p> <p><b>(知事)</b>  本道で行われている輪作は、地力の維持・増進や、病害虫の減少にも効果の高い持続的な農法であり、ゼロカーボン北海道の実現の観点からも、重要であると認識をしております。  また、こうした輪作により産出された農産物などを活用した付加価値の高い商品づくりを進めることは、本道農業の持続性強化にもつながるものであります。  道では、「食クラスター連携協議体」を中心に、新たな食品開発や販路拡大に向け、人材育成やマーケティング支援、加工技術の指導などに取り組んできたところであり、引き続き、関係機関の方々と、より一層の情報共有を図りながら、道産食品の付加価値や北海道ブランドの向上につながるよう、食クラスター活動の推進を図ってまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>をどのようにすべきと考えるのか見解を伺います。</p> <p><b>二 ゼロカーボン推進における広域自治体北海道の役割について</b></p> <p><b>(一) 地域脱炭素の推進について</b></p> <p>今年4月改正地球温暖化対策法が施行され、地方の役割が強化されたと私は認識しています。</p> <p>一方、残念ながら北海道においては、脱炭素地域をめざす宣言自治体は増えたものの、目標達成を見据えた具体的な行動をする自治体は僅かであり、地域計画を策定する自治体が22に止まっていることも課題でした。さらに、再エネ事業における地域トラブル等もあり、地域脱炭素推進に向けて、地域における合意形成や環境配慮も大きな課題となってきたところです。</p> <p>再エネポテンシャルの高い北海道だからこそ、知らない間に再エネの導入が進むリスクがあります。受け身ではなく、主体的にグランドデザインを描く必要があります。各地域が、地域脱炭素化事業の促進のため、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全にかかわるルールにのっとり、戦略的に、促進区域等を設定することにより、円滑な地域合意形成が図られるよう「ポジティブゾーニング」がそこで図られるよう、地域を支援することが広域自治体である北海道の役割であると私は考えます。そこで、以下伺ってまいります。</p> <p><b>1 地域脱炭素の促進区域を定めるにあたって除外する区域の考え方について</b></p> <p>地域脱炭素を進めるにあたって、都道府県による環境配慮基準の策定は義務規定ではないのですが、市町村の促進区域は都道府県が基準を作っている場合はこれを踏まえることになっています。</p> <p>北海道の場合、国立公園・国定公園が複数の市町村に跨がっていたり、渡り鳥の飛来も当然広域的な関与があります。こう考えると、各市町村が個々に環境配慮事項を考えるとというのは現実的ではなく、広域的な視点で基準の考え方を道が示すことが、市町村での適切な促進区域の設定に役立つものと思いますが、促進区域から除外すべき区域を北海道としてどのような方向性で、どのようなスケジュールで、検討しているのか伺います。</p> <p><b>2 促進区域の設定のあり方について</b></p> <p>今年の4月、すでに、長野県は、地球温暖化対策、改正された温対法に基づき市町村が行う地域脱炭素化促進事業の対象となる区域いわゆる促進区域の県基準の考え方を、公表しています。</p> <p>長野県の事例としては、例えば、太陽光発電を促進する区域の事例として、大学などの教育関連施設、大型商業施設、商店街、あるいは廃校、工場跡地、ゴルフ場、スキー場跡地、産業団地など、地域課題解決に資する促進地域を具体的にイメージできるように提案しています。</p> <p>道としての促進地域の基準設定のあり方について、現時点で、どのように考えているのか、今後どのように審議していくのか伺います。</p> <p>また、あわせて、長野県の促進区域の基準としては、市町村が、改正温対法により、地域計画に位置付けるべきとされている「地域の経済及び社会の持続的発展に関し定める事項」の例示として、例えば、災害時の非常用電源としての活用、売電収益の地域還元、地元資本の事業者との連携など具体的に例示しています。</p> <p>温対法に基づけば、地域の経済及び社会の持続的発展に関する取り組みについての考え方もあらかじめ市町村自治体が各地域計画に明確にすることが求められていますが、なかなか計画策定が進んでいない中でこの地域脱炭素が単にCO<sub>2</sub>削減だけにとどまらず、地域経済に資することが重要であると</p>	<p><b>(ゼロカーボン推進監)</b></p> <p>地域脱炭素の推進に関し、地域脱炭素促進区域についてでございますが、地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県は、市町村が設定する促進区域に関し、環境保全の観点から、同区域に含めることが適切ではないエリアや配慮すべき事項などを促進区域の設定に関する基準として、定めることができますとされております。</p> <p>国は、本年4月に、都道府県の基準の定め方を示す省令を制定したほか、留意点などを解説したマニュアルを策定しており、道としては、これらを踏まえ、基準の設定に関して、現在、環境審議会による審議を進めていただいているところであり、地域において円滑な合意形成のもと、適正に環境に配慮された再エネ事業の促進が図られるよう努めてまいります。</p> <p><b>(ゼロカーボン推進監)</b></p> <p>道の基準設定のあり方についてでございますが、都道府県の基準は、市町村が促進区域を設定する際に、環境保全の観点から、含めることが適切ではないエリアや配慮すべき事項などを定めるものであり、省令やマニュアルのほか、長野県の例も参考にしながら、現在、環境審議会において、基準設定のあり方について、ご審議いただいております。</p> <p>また、温対法では、市町村が温暖化対策実行計画に、促進区域を定める場合は、再エネ施設の整備と併せて、実施すべき地域の環境の保全の取組のほか、地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組を記載することとされており、道といたしましても、地域の脱炭素化は、環境と経済・社会の調和を目指して取り組むことが重要との認識の下、今後とも、市町村職員向けの勉強会の開催や、専門人材の派遣などを通じて地域の取組を支援してまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>いう広域自治体としての道の意思をより明確にする基準策定をモデルとして、まず道が行うべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p><b>(二) 地球温暖化防止対策条例の見直しの視点について</b></p> <p><b>1 地域環境権について</b></p> <p>私はこの間、地域環境権を条例に明記すべきではないかと提案を重ねてまいりました。現在の条例の見直しのたたき台では、地域経済発展とゼロカーボンが両立という表現があることは承知をしていますが、地域環境権の重要性や意義について、知事はどのように認識しているのか、改めて伺うとともに、私としては、この地域環境権の考え方を新しい条例見直しの大きな柱とすべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p><b>2 地球温暖化防止対策の施策推進の評価のあり方について</b></p> <p>現在、条例の見直しの中で、学識経験者に評価を受けるという10条の表記を、実態に合わせて審議会に修正しようという提案がありますが私は反対です。</p> <p>知事は、条例に基づき、すでに地域で実績をあげているシンクタンクなどと連携協定などを結び、施策の評価を自ら受け、それを公表するとともに、ゼロカーボン推進局にまかせるのではなく、知事自らがリーダーシップを発揮し、各部に直接働きかけるべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p><b>3 ゼロカーボンを契機とした建築物に関する地球温暖化対策について</b></p> <p>今回、建築物に関する地球温暖化対策に関して拡充されたことは承知をしています。ただ、長野県、鳥取県などと比較しますと、長野県、鳥取県は県独自の補助制度を創設し、民生部門における脱炭素の重点として、断熱性能の高い住宅建設に具体的な目標を掲げて取り組もうとしています。</p> <p>北海道の北方型住宅の性能や技術者の育成などは、これまでの地道な試験研究などの取り組みによって、鳥取県や長野県の30年先を行っているともいわれます。一方で、地球温暖化対策において北方型住宅はこれまでどのような貢献、実績を地域においてあげてきたのか伺うとともに、これまで培っていた試験研究の成果や技術指導などを、今後どのように2050年までのゼロカーボン実現のために地域に活かしていく考えか目標設定も含めて伺います。</p> <p>これまで、道として、個々の北方型住宅の推進にあたって、国の補助制度や金融支援策を活用し、独自の支援策を講じてこなかったと承知をしていますが、ゼロカーボンを契機として、北の住まいるタウンなど、温対法に基づく地域脱炭素事業とも連携して、リフォームや集住なども含めて具体的な支援策を講じるべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>また、道産木材の使用に関しても、北方型住宅の基準においては、推奨にとどまっていますが、長野県の健康ゼロカーボン住宅指針では、具体的に長野県木材を使用する基準を設けています。関連工場の整備など現状に課題があることは承知をしているが、道として、ゼロカーボンを契機として、より高い基準を設定すべきと考えますが見解を伺います。</p> <p><b>4 財政上の措置について</b></p> <p>現在、企業局の売電収入を活用して、エネルギーの地産地消の観点から市町村自治体を支援していると承知をしていま</p>	<p><b>(知事)</b></p> <p>地球温暖化防止対策条例の見直しについてであります。長野県飯田市の条例における「地域環境権」は、地域資源を市民が利用して地域づくりをする権利とされていると認識しており、本道においても、地域の再生可能エネルギーや、多様なバイオマス、森林など地域資源の有効活用を図りながら、地域の活性化に資するよう推進していくことが重要と考えます。</p> <p>このため、条例の見直しに当たっては、新たな基本理念を設け、環境保全や経済・生活の向上などを総合的に推進することや本道の豊富な再エネや森林といった地域資源の有効活用を図るなどを規定することを検討しているところであります。</p> <p><b>(ゼロカーボン推進監)</b></p> <p>地球温暖化対策の施策評価についてでございますが、環境審議会からは、条例上の推進計画に基づく施策の評価の規定については、計画策定の段階から検討・審議を行い、かつ、実際に毎年度評価を行っている学識経験者等から構成する環境審議会が行うことを明確にすべきとの意見があったところでございます。</p> <p>道では、これまで環境審議会による施策評価のほか、様々な分野の外部有識者からなります「2050年温室効果ガス実質ゼロに向けた懇話会」を設置し、道の施策や方向性などについて、適時、ご意見を伺い、取組の検討に反映しており、今後とも、こうした方々の評価やご意見も踏まえて、各部連携して取組を進めてまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>北方型住宅の取組についてであります。道では、北方型住宅の開発、普及を通じて、本道における住宅の高断熱・高气密化はもとより、住環境の向上に先導的な役割を果たしてきたと認識しており、ゼロカーボン北海道の実現に向け、本年3月に見直した「北海道住生活基本計画」において、省エネ性能を強化した「北方型住宅2020」の普及推進などにより、2018年度に19%であった住宅ストックの省エネ基準適合率を、2030年度に40%とする目標を掲げたところであります。</p> <p>目標の達成に向けた支援策としては、国の補助制度などの活用はもとより、市町村に対して補助制度の創設を働きかけるほか、金融機関と北方型住宅に係る優遇措置の検討を進めているところであります。</p> <p>さらに、北方型住宅2020をベースに、再生可能エネルギーや道産木材の活用など、地域特性を踏まえたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、いわゆるZEHのモデルを検討しており、これらの取組を通じて、住宅分野での脱炭素化を推進してまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>財政上の措置についてであります。道では、「新エネルギー導入加速化基金」による事業について、昨年度、事業の</p>

質 問	答 弁
<p>す。この間、特別委員会などでも議論を重ねさせていただいているところですが、現在の接続容量の課題や、現時点での採算性の課題などを考えたとき、この貴重な財源をどこに回していくべきか、地域脱炭素を推進する全庁的な新たな視点から検証すべきと考えますが、まず、検証の必要性についての知事の認識を伺うとともに、今後の企業局の売電収入の活用のあり方について所見を伺います。</p> <p>また、私としては、単に地域から排出される温室効果ガスをゼロとすることだけが目的ではなく、地域循環共生圏を構築する結果として、温室効果ガスをゼロとするための財政支出は、地域の持続可能な未来を作っていくものであり、従来の考え方と異なるものさしが必要だと考えます。地域脱炭素のための財源を知事は、今後どのように獲得していこうとするのか、また、限られた財源をどのように重点的に持続可能な地域経済のために配分していくのか、知事のリーダーシップが求められると考えます。知事はどのような視点で、必要な財政上の措置を講じられる考えか伺います。</p>	<p>実績のほか、市町村からの課題や要望、有識者の方々の意見などを踏まえ、必要な事業内容や期間、規模の検討を行い、今年度から新たな事業を実施しているところであり、引き続き、基金を活用したエネルギー地産地消の推進を図ってまいります。</p> <p>また、条例の見直しにあたり、必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨を盛り込むことで、これまで条例において道の役割としていた、道民、事業者、市町村等との協働・支援や、道自らの率先行動、さらには拡充して規定することを考えている専門的知識・技術を有する人材の育成や調査研究、技術開発の促進、産業の育成・振興など、道が果たすべき役割をしっかりと担うことができるよう、検討を進めてまいります。</p>